

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 28 年 8 月 25 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600223号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1600116号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)C工場における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和37年5月1日から昭和36年12月21日に訂正し、昭和36年12月から昭和37年4月までの標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

昭和36年12月21日から昭和37年5月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和36年12月21日から昭和37年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和36年12月21日から昭和37年5月1日まで

A社D工場から同社C工場に昭和36年12月21日に転勤したが、請求期間の厚生年金保険の記録が無い。請求期間を厚生年金保険の被保険者期間に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録、B社から提出された従業員台帳の写し、同社からの回答及び請求期間当時の複数の同僚の陳述によると、請求者は請求期間においてA社に継続して勤務し(A社D工場から同社C工場に異動)、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、異動日については、上述の複数の同僚の陳述により、昭和36年12月21日とし、請求期間に係る標準報酬月額については、請求者に係るA社C工場の事業所別被保険者名簿における昭和37年5月の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は、昭和36年12月21日から昭和37年5月1日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、当該期間に係る厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答していることから、明らかでないと判断せざるを得ない。

さらに、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を徴収する国の権利が時効により消滅する前に、事業主が請求者の請求内容どおりの厚生年金保険被保険者資格の取得年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600239号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1600117号

第1 結論

請求者のA社における平成15年9月1日から平成17年3月26日までの期間に係る標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間に係る標準報酬月額については、平成15年9月から平成16年8月までの期間は20万円から26万円、同年9月から平成17年2月までの期間は22万円から24万円とする。

平成15年9月から平成17年2月までの期間に係る訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成15年9月から平成17年2月までの期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和49年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成12年7月21日から平成17年3月26日まで

日本年金機構の記録では、A社で勤務していた期間の標準報酬月額が実際の給与額より低いので、調査の上、記録を訂正して将来の年金額に反映させてほしい。

第3 判断の理由

請求期間のうち、平成15年9月1日から平成17年3月26日までの期間については、請求者から提出されたA社の給与支給明細書により、請求者が、当該期間において厚生年金保険の記録により確認できる標準報酬月額より高い報酬月額の支払いを受け、厚生年金保険の記録により確認できる標準報酬月額より高い標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求期間に係る標準報酬月額の基礎となる月の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範

囲内であることから、これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の上記期間に係る標準報酬月額については、上記給与支給明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、平成15年9月から平成16年8月までは20万円から26万円、同年9月から平成17年2月までは22万円から24万円とすることが必要である。

一方、請求期間のうち、平成12年7月21日から平成15年9月1日までの期間については、上記給与支給明細書により、事業主が源泉控除していたと確認できる厚生年金保険料額又は請求期間に係る標準報酬月額の基礎となる月の報酬月額に見合う標準報酬月額のうちいずれか低い方の額が厚生年金保険の記録により確認できる標準報酬月額を超えないことから、訂正は認められない。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成15年9月から平成17年2月までの期間について、請求者に係る請求どおりの厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届又は厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているが、請求者の上記給与支給明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と厚生年金保険の記録が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該給与支給明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。